令和3年度第4回多良木町議会(9月定例会議)					
招集年月日	令和3年9月7日				
招集の場所	多良木町議会議場				
議会日時及び	開議	令和3年9月7日	午前	〕10時00分	
開閉宣告	散会	令和3年9月7日 午後3時01分			
	議 席 番 号	出欠氏	議席番号	出欠氏名	
応招 (不応招)	1	○ 髙橋 裕子	7	○ 源嶋 たまみ	
議員及び出席	2	〇 中村 正領	8	〇 豊永 好人	
欠席議員	3	○ 林田俊第	9	○ 久保田 武治	
〇 出席	4	○ 坂口 幸没	10	○ 字佐 信行	
× 欠席	5	○ 村 山 昇	11	○ 猪 原 清	
△ 不応招	6	魚 住 憲 -	10	○ 落合 健治	
会議録署名議員	5番	村山上	- 10番	字 佐 信 行	
職務のため出席した 者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 🗟	議事参事	山 本 美 和	
	職名		17		
	町 長		生涯学習課長	黒木 庄 一 朗	
説明のため出席	副町長		生生涯学習課		
した者の職氏名	教 育 長	佐藤邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博	
	会計管理者		住民ほけん課		
			福祉課長	新堀英治	
			福祉課		
	企画観光課長		建設課長	林 田 裕 一	
	企画観光課		建設課		
	危機管理防災課長	推 葉	農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課 一 税務課長	東健一則	農林整備課		
	農委事務局長		産業振興課	<u>,1. √h, h□ {+</u>	
	区 女 尹 仂 凡 戊	√1. H L	庄木派 宗味		

会議に付した事件

報告第8号	令和2年度多良木町一般会計継続費の精算報告について			
報告第9号	令和2年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について			
議案第13号	多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについて			
議案第14号	令和3年度多良木町一般会計補正予算(第5号)			
議案第15号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)			
議案第16号	令和3年度多良木町上水道事業会計補正予算(第1号)			
議案第17号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)			
議案第18号	令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第2号)			
議案第19号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
議案第20号	令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について			
議案第21号	令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について			
議案第22号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について			
議案第23号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定について			
議案第24号	令和2年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について			
議案第25号	令和2年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
議案第26号	令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
議案第27号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

〇議長(髙橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いた しております。

ただいまから令和3年度第4回多良木町議会(9月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5番村山昇さん。

○5番(村山昇君) おはようございます。令和3年度第4回多良木町議会(9月定例会議)、議会運営委員長の報告をいたします。

令和3年9月1日及び本日9月7日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和3年度第4回多良木町議会(9月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程については、本日9月7日から9月14日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第3、報告第8号及び日程第4、報告第9号について報告を受けた後、日程第5、議案第13号から日程第19、議案第27号につきましては、本日説明のみとし、9月13日に審議・採決をお願いいたします。

9月13日及び14日は一般質問を行います。今回、4名の方より通告があっております。お手元に配付のとおりの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、3件の提出があっておりましたが、3件とも議長預かりといたしました。

9月14日、議会最終日の日程第2、同意第3号の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際も、マスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしております。また、1時間毎の換気を行い、執行部説明員以外の職員の出席を最小限度といたしております。

以上、慎重審議いたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第20条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりに議事を進めてまいります。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」

〇議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番村山昇さん、10 番字佐信行さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度の5月分、令和3年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8番豊永好人さん。

〇8番(豊永好人君) 皆さん、おはようございます。マスクを着用してますので、若干聞きづらい点があると思いますので、その点よろしくお願いいたします。

まずは、令和3年度2回定例会、9月3日金曜日に招集し、会期を1日として、午前10時 開会と、林田議長のもとに昼食等をはさみ午後2時46分閉会しました。

冒頭ですけども、球磨郡公立多良木病院企業団議会9月定例会報告をします。

続きまして発議が1件、これは議会会議規則の訂正ということで、選任が1件、特別委員会の選任、一般質問が1件、同僚議員の久保田議員が質問をし、内容については、コロナ関連の対応と、それと経営改善についての質問がありました。あとは承認が3件と、専決処分が3件、議案が1件、それと補正予算が5件、これあの認定ですけども、令和2年度決算認定が5件を慎重審議結果、全議案いずれも原案どおり可決しました。

その中で、要点のみ皆さんに 3 枚ほどの資料がありますけども、一応、発議に対しては、 会議規則の字句の訂正ということでお願いします。

選任第1号、これは特別委員会の選任ということで、新たに議長以外の13人の委員の方が 決定し、委員長はあさぎり町の溝口峰男議員と副委員長が私が互選されました。

承認第3号については、これはもうあの一部事務組合の変更ということで名称変更です。

承認の 4 件ということで、これは専決処分ということで、まずはこれ増額補正になりましたけども、まず今、当病院の病床がどれだけあるかちゅうこと、30 床病棟を確保してます。コロナ病棟30床ということで、じゃあ現在、9月3日現在で、約7名の方が入院されてます。それに伴う増額補正です。

まず承認第4号、これはもう器械備品等が1,603万円の増額補正、それと承認第6号もコロナ備品ということで2,761万2,000円が増額補正を行っております。それと議案第10号、これについては、上球磨包括ということで支援センターの車の車の費用と、買い替えですね、もう古い車を替えるということで16万3,000円を増額補正しています。

それと認定、決算認定ですけども、決算認定のまず 2 号、3 号、4 号、5 号は、これは各自 治体、各町村の負担金でございますので、皆さんの方にも書類配付してますので、これ拝読 してもらえば、もう全てが入っとりますんで、よろしくお願いします。

それともう一つ、一番当病院の中核事業であります 3 事業決算認定ですけども、この内訳を詳細に述べたいと思います。事業内容につきましては、病院事業で 2 億 2, 283 万 4, 351 円の純利益と。介護保険施設事業、これは 1, 223 万 6, 326 円の純利益と。それと総合健診センター、これが 3, 006 万 6, 270 円の純損失となっております。一応これじゃなかなかこう内容が見えませんので、全体の売り上げを簡単にご報告をしたいと思います。

まず昨年度の令和 2 年度の病院事業全体の売り上げが 37 億 2,032 万 6,300 円の病院事業の売り上げと。そのかかる経費が 35 億 449 万 1,953 円ということで、その差し引きが 2 億 2,283 万 4,351 円となっております。なぜこういうふうな利益出たかちゅうと、医療外収益、これが一番大事と思いますけども、これ昨年が昨年度は 2 億 8,200 万の医療外収益と。今年は 6 億 7,700 万、6 億 7,771 万 6,820 円と。プラス 3 億 9,541 万 8,306 円の増額になってます。さっ

き言ったとおり、コロナ対応の病床も増床と。それが反映されたものと思います。

続きまして、この健診ですけども、健診もこの3,000万ほどの純損益で言いますけども、昨年に比べると、この胸の健診の方が、昨年は8,662人と。今回は6,708人ということで1,954名の健診の減になっております。それともう一つは、総合健診の方ですけども、これは一般健診ですね、これが昨年より2,282人ということで、かなり落ち込んでます。それはもうあくまでもコロナ対応、コロナ感染の利用減ということでまあ仕方ないと思いますけども、これも早急な改善がした方がいいんじゃないかと思います。

そういうことで病院の報告、定例会の出席者は 5 名ということで、林田議長、そいと中村議員、それと久保田議員、源嶋議員、私ということで、もし詳細な説明をお願いしたいと、もしあれば丁重な説明をしてきますので、尋ねてもらえば報告します。

それでは最後ですけども、以上をもちまして公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

- **〇議長(髙橋裕子さん)** 次に、人吉球磨広域行政組合、12 番落合健治さん。
- **〇12番(落合健治君)** 皆さんおはようございます。人吉球磨広域行政組合の一部事務組合の報告をさせていただきます。

令和3年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和3年8月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1では議席の指定、これは五木村の議会選挙に伴うもので、調査特別委員会の方に2 名が指名されました。

日程第2の方では会議録署名議員の指名を、日程第3では会期の決定を行い、第4では議会 運営委員会の選任が行われました。行政報告の方は、理事会代表理事から、令和3年3月第1 回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第6から日程第11までの提出案件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、日程第6から日程第8及び日程第11を執行部の補足説明を受けた後、承認・議案3件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行い、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、議案第8号では人吉球磨広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9では令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算の3件を原案どおり可決決定いたしました。

日程第9では令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10では令和2年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決定の認定についての2件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に日程を追加し、令和2年度決算特別委員会が設置され、決算の認定2件の審議については委員会に付託されました。決算特別委員会には8名が指名され、委員会の開催日程及び審査方法について審議され決定しました。

次に日程第 11 号、報告第 1 号、令和 2 年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑後、ご報告を終え、最後に日程 12、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、閉会中の継続審査及び審査申出を決定され閉会いたしました。

以上、令和3年第3回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について報告いたします。

なお、詳細については人吉球磨広域行政組合の所属議員の 3 名に聞いていただけたらと思います。

これで人吉球磨広域行政組合の一部組合の報告を終わります。

○議長(髙橋裕子さん) これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出があっておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

〇町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。それでは私の方から、令和 3 年度第 4 回多良 木町議会(9 月定例会議)の提案理由をご説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、報告といたしまして、令和 2 年度多良木町一般会計継続費の精算報告及び令和 2 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告の 2 件でございます。

次に条例等の議案といたしまして、多良木町過疎地域持続的発展計画の策定が 1 件、それから令和3年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして6件、それから令和2年度の決算認定が一般会計、特別会計合わせまして8件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命についてが 1 件、全 部で 18 件でございます。

詳細につきましては担当課長の方から説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 「報告第8号」 令和2年度多良木町一般会計継続費の精算報告について

○議長(髙橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第3、報告第8号、令和2年度多良木町一般会計継続費の精算報告について を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 報告第8号、令和2年度多良木町一般会計継続費の精算報告について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調整したので、次のとおり報告するものでございます。

次のページに報告書を付けております。款 9、消防費、項 1、消防費、事業名、防災行政無線整備事業です。デジタル化に伴うものでございます。年度が令和元年度と令和 2 年度でございます。

真ん中の欄の実績のところでございますが、支出済額の合計が 5 億 3,829 万 1,940 円でございました。その財源内訳といたしまして、地方債が 5 億 1,540 万円でございます。一般財源が 2,289 万 1,940 円でございます。左側の全体計画のところの年割額の計のところでございますが、5 億 6,760 万円でございまして、1 番右側の欄の比較の欄でございますが、年割額と支出済額の差ということで、2,930 万 8,060 円がその差額となっているということで、予算額より少ない事業費で完了をしているということです。

その財源内訳のとおり、地方債の借入また一般財源も不要となっているところでございます。この比較の欄の年割額と支出額の差の令和元年度のところですが、1億5,210万円が差額となって出ておりますが、これは令和2年度へ逓次繰越しているためにこの金額の差額が出てきているところでございます。

以上で報告を終わります。

〇議長(髙橋裕子さん) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号、令和2年度多良木町一般会計継続費の精算報告についての報告を終わります。

日程第4 「報告第9号」 令和2年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足 比率の報告について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第4、報告第9号、令和2年度財政健全化判断比率及び公営 企業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 報告第9号、令和2年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金 不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

この法律につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設けて、財政の健全化に資することを目的とされております。

まず、健全化判断比率の表でございますが、比率のところには四つの指標が掲げられております。また、左側の基準のところにつきましては、多良木町とその下の方が早期健全化基準、また財政再生基準ということで、この二つの基準につきましては、それぞれ政令で定められました数値以上になりますと、財政健全化計画や、財政再生計画の義務づけ、また起債の制限措置などがとられることとなっております。

まず実質赤字比率、それから連結赤字比率につきましては、赤字でないために該当がないところでございます。次に、実質公債費比率については 8.0%、将来負担比率については 31.3%ということで、いずれも基準以下となっております。

次に、資金不足比率の表でございますが、こちらにつきましては上水道事業会計、また下 水道事業特別会計ともに資金不足はありませんので、資金不足比率は該当しないこととなっ ております。

一応、この点におきましては健全な、財政的には健全な状態であるということでございます。以上で報告を終わります。

〇議長(髙橋裕子さん) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これで報告第9号、令和2年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

これから上程します日程第5、議案第13号から日程第19、議案第27号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7日目の9月13日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第5 「議案第13号」 多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

〇議長(髙橋裕子さん) それでは日程第 5、議案第 13 号、多良木町過疎地域持続的発展計画を 定めることについて説明を求めます。

林田企画観光課長。

○企画観光課長(林田浩之君) まず、議案第 13 号につきまして、議案作成後に誤りがあること を確認いたしました。本日、A4 判 1 枚の正誤表を用意いたしましたので、申しわけありませんが、ご対応いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第13号につきまして説明をさせていただきます。

多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについて。多良木町過疎地域持続的発展計画を次のとおり定めることとするものでございます。

提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の 規定により議会の議決を経る必要があるものでございます。

過疎について、本町のこれまでの流れを説明いたします。

本町は昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法で過疎市町村に指定されました。その後も過疎化は進み、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受けております。直近では、平成 28 年度から令和 2 年度までを期間とした多良木町過疎地域自立促進計画を策定し、過疎債を初めとした国県の財政的支援を受けながら、道路整備や生活環境の整備、産業の振興や教育施設の整備、子育て環境の整備等総合的な対策を展開し、地域の活性化並びに住民生活と福祉向上の推進を図ってきました。その後、令和 3 年 3 月末に過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎えたため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、引き続き過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施する方針が示されたところです。

そこで過疎地域である本町は、新たな法律に基づき、財政的支援を受けながら持続的発展 を目指した令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について説明いたします。

今回制定された特別措置法は、法の目的を過疎地域の持続的発展に見直され、過疎対策の目標に、新たに人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等の項目が追加されております。支援措置につきましても、国税の特例・地方税の減収補塡措置の業種に情報サービス業等が追加、新増設以外の改築、修繕等を追加されております。過疎債や国庫補助率のかさ上げを継続でされることとなっております。また新たに定める市町村・都道府県計画について、目標や計画の達成状況の評価等記載事項も追加されております。施行期日は令和3年4月1日から令和13年3月31日まで10年間で時限立法となっております。

次に、本町の旧計画と今回策定する計画との主な変更点について説明いたします。

今回策定する過疎計画については、国から示されている過疎地域持続的発展市町村計画作成例などをもとに作成しています。

多良木町過疎地域持続的発展計画をご覧ください。表紙をめくっていただき、目次のページをお願いいたします。1、基本的な事項です。(4)では法律に合わせて、文言を自立促進から持続的発展へ変更しています。(5)地域の持続的発展のための基本目標、(6)計画の達成状況の評価に関する事項については、市町村計画の実効性を向上させる観点から、記載事項に目標、計画期間、達成状況の評価手続を追加しています。(8)公共施設等総合管理計画との整合については、将来の人口減少等を見据え、過疎市町村で予定されるハード整備について、公共施設等総合管理計画との整合性を特に確保することが必要であるとされていることから追加をしています。

次に、2 から 13 までが地域の持続的発展のための実施すべき施策に関する事項となります。この項目については先ほど述べたとおり、国から示されている作成例などをもとに作成しており、前回計画では 9 項目だったものを、人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等を追加し、12 項目としているところです。

次に、計画の内容について説明いたします。目次のページの次になります。1ページをお願いいたします。1、基本的な事項になります。(1)多良木町の概況を記載しております。ウでは、現在の課題を記載しております。主な内容は人口減少、少子高齢化、農林業の担い手不足等の問題などを記載しております。

2ページをお願いいたします。エでは、社会経済的発展の方向の概要を記載しております。 主な内容は基幹産業である農林業、地場産業の要である商工業、観光業活性化の取り組みの 方向性や子育て環境の整備、高齢者の福祉向上の取り組みの方向性を記載しております。次 に(2)人口及び産業の推移と動向を記載しております。ここでは、昭和 35 年から平成 27 年 までの国勢調査をもとにした人口推移を掲載しております。

4 ページをお願いいたします。表 1-1 (2) 人口の見通し。本町の総人口の長期推計と将来展望を記載しております。多良木町人口ビジョンから人口の見通しを引用しております。次にイ、産業構造です。統計情報をもとに第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業人口を記載しております。平成 27 年国勢調査では第一次産業が 1,160 人、構成比 23.6%と 1 番少ない状況です。

5 ページをお願いいたします。(3) 多良木町行財政の状況を記載しております。ア、行政の状況では主に行政と地域の協働、行政組織機構、広域連携の状況を記載しております。イ、財政状況では今後の財政状況の見通しについて記載しております。6 ページは、本町の行政機構図になります。

7ページをお願いいたします。本町の財政状況の表になります。下段のウでは、主要公共施設整備水準等の現状と動向を記載しております。主な内容は、今までも過疎対策で道路や上下水道施設等の整備など、生活環境水準の向上に取り組んできましたが、都市部と比べるとまだ生活水準は低いという状況で、今後も過疎対策に取り組む必要がある旨を記載しております。

8 ページをお願いいたします。上段では、主要公共施設等の整備状況の表になります。 (4) 地域の持続的発展の基本方針になります。アからオまで五つの方針を記載しております。主な内容は、人口減少や少子高齢化の中でも、安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めるためア、安全で安心できるまちづくり、イ、生涯をとおして学べるまちづくり、ウ、健康で充実した福祉のまちづくり、エ、文化を大切にし、地域資源をを活かした、活力あるまちづくり、オ、持続可能なまちの行財政運営という方針をそれぞれ記載しており、この方針のもと、過疎対策を含めた地域の持続的発展につなげていくことになります。

9 ページをお願いいたします。 (5) 地域の持続的発展のための基本目標を記載しております。この項目は、先ほど目次のところで説明しましたとおり、追加した項目になります。9 ページの下から 2 行目になりますが、本町では基本目標を総人口とし、その数値については、平成 27 年 10 月に多良木町人口ビジョンを定めている令和 7 年度の人口 8,449 人を引用しています。

10ページをお願いいたします。(6)計画の達成状況の評価に関する事項を記載しております。これも同じく、今回追加した項目になります。内容は、本計画が令和7年度までとなり、次年度の8年度で令和7年の国勢調査の結果が示されることとなりますので、その人口と今回定めた8,449人とを比較して、その結果をもって評価することとしております。また、その結果を議会、まちづくり推進委員会等に報告することとしております。(7)計画期間ですが、令和3年度から令和7年度までです。令和8年度からの計画は、令和7年度あたりに国県から方針が示されると思いますので、その方針に沿って策定することとなります。(8)公共施設等総合管理計画との整合を記載しております。これも同じく、今回追加した項目になります。主な内容は長期的な人口動態や財政状況を見据え、平成28年度策定の多良木町公共施設等総合管理計画、令和2年度策定の多良木町公共施設個別施設計画と整合性を図りながら、過疎対策を実施していく旨記載をしております。ここまでが1、基本的な事項となります。

次に 2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成になります。この項目は過疎対策として 人材の確保・育成、関係人口の増加が重要であるということから、新たに項目を追加してい ます。主な内容はア、移住・定住、イ、地域間交流の促進、ウ、人材育成の問題点などを記 載し、その対策をそれぞれ記載しております。主な対策として空き家の利用、移住者支援、 駅周辺施設等の活用による交流人口や関係人口の増加、広域連携、姉妹町交流、地域おこし 協力隊等の移住推進などの内容を記載しております。

12 ページをお願いいたします。 (3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。 (4) 公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。先ほど説明しましたとおり、本町の公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図る旨を記載しております。次に 3、産業の振興になります。主な内容はア、農業、イ、林業、ウ、水産業、エ、商工業、オ、情報通信産業、カ、観光業の問題点などを記載し、その対策をそれぞれ記載しております。

14 ページをお願いいたします。主な対策として、農業では担い手対策、ブランド化、スマート農業の推進、地域商社との連携、農地集積、農地保全、用排水路整備、災害復旧等を記載しております。

15 ページをお願いいたします。林業では森林保全、林道・作業道整備、担い手対策、森林経営管理制度の活用、鳥獣害対策等を記載しております。水産業では水質保全、稚魚の放流事業を記載しております。

16 ページをお願いいたします。商工業では空き家・空き店舗対策、後継者の確保、起業や事業拡大支援、雇用の確保、ふるさと納税の活用、大学や企業との連携等を記載しております。情報通信産業では、テレワークやサテライトオフィス等の情報通信産業等の受け入れ推進について記載しております。観光業では観光資源の活用、観光商品の開発、文化財の活用等を記載しております。

17 ページをお願いいたします。(3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。

19 ページをお願いいたします。(4) 産業振興促進事項になりますが、この項目は 3、産業の振興のみの記載になります。ア、産業振興促進区域及び振興すべき業種を記載することで、減価償却の特例、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置の適用が可能となります。本町では、多良木町工場等設置奨励条例がこれにあたります。イでは当該業種の振興を促進するために行う事業の内容、ウでは他市町村との連携について記載しております。(5) 公共施設等総合管理計画等との整合は、先に述べた内容と同様になります。

次に 4、地域における情報化になります。前回の計画では、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進とまとめられておりましたが、今回、地域における情報化だけの項目を設定しております。主な内容は、問題点などと対策を記載しており、対策としてデジタル防災行政無線の活用や I C T 等利活用の推進を記載しております。

20 ページをお願いいたします。 (3) 計画で記載事業なしとしております。それは、デジタル防災行政無線や I C T 活用については 6、生活環境の整備や 9、教育振興で記載しておりますので、この項目では記載をしておりません。 (4) は先に述べた内容と同様になります。次に 5、交通施設の整備、交通手段の確保になります。主な内容は、生活道・農林道について問題点などと対策を記載しております。

21ページをお願いいたします。 (2) その対策で、国県との連携、町道の整備、長寿命化、乗り合いタクシーを初めとした公共交通の利便性の向上について記載しております。 (3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。 (4) は先に述べた内容と同様になります

23 ページをお願いいたします。次に 6、生活環境の整備になります。主な内容はア、水道施設、イ、生活排水処理施設、ウ、廃棄物処理施設、エ、消防施設、オ、公営住宅、カ、生活、キ、防災・防犯の問題点などと、それぞれの対策を記載しております。

24ページをお願いいたします。(2) その対策で上水道施設等の設置、下水道事業の推進、

リサイクル事業の推進、消防施設の整備、公営住宅の適正な管理、公営住宅建設、住宅リフォーム支援、防災無線体制整備、大規模災害等への対応、消防団の確保等について記載しております。

25 ページをお願いいたします。 (3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。

26 ページをお願いいたします。(4) は先に述べた内容と同様になります。次に 7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進になります。主な内容はア、子育て環境、イ、高齢者等の保健・福祉の問題点などと、それぞれの対策を記載しております。

27 ページをお願いいたします。 (2) その対策で出生時や子育て期間の経済的支援、保育園や学童保育の推進、子育て環境の整備、健康診断の推進、介護サービスの確保、認知症の方の支援、老人クラブ活動支援を記載しております。

28 ページをお願いいたします。 (3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。

29 ページをお願いいたします。(4) は先に述べた内容と同様になります。次に 8、医療の確保になります。(1) で現況と問題点、(2) でその対策を記載しております。主な内容は公立多良木病院等の医療の充実、医師の確保、健康づくりの取り組みについて記載しております。

30ページをお願いいたします。(3)計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。

31 ページをお願いいたします。(4) は先に述べた内容と同様になります。次に 9、教育の振興になります。主な内容はア、学校教育、イ、社会教育の振興、ウ、スポーツの問題点などと、それぞれの対策を記載しております。

32 ページをお願いいたします。 (2) その対策で豊かな人間性や健康な心身を備えた児童生徒の育成、共生社会形成のための特別支援教育の推進、コミュニティ・スクールの運営、食育の推進、生涯学習活動の充実、AI や 5G を見据えた生涯学習の展開、スポーツの推進について記載しております。

34ページをお願いいたします。(3)計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。(4)は先に述べた内容と同様になります。

35 ページをお願いいたします。次に 10、集落の整備になります。(1)で現況と問題点、

(2) でその対策を記載しております。主な内容は空き家バンク制度の活用、集落の再編、生活道路等の整備を記載しております。 (3) 計画で記載事業なしとしております。それは空き家バンクについては 2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に記載しております。生活道の整備については 5、交通施設の整備、交通手段の確保に記載しております。空き家の解体、集落再編については現在、具体的事業がありませんが、今後、具体的事業が出てくれば掲載していくことになります。 (4) は先に述べた内容と同様になります。

次に 11、地域文化の振興等になります。 (1) で現況と問題点、 (2) でその対策を記載しております。主な内容は既存施設の有効活用、文化財所有者・管理者への支援、文化財の観光利用等を記載しております。36ページをお願いいたします。 (3) 計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。 (4) は先に述べた内容と同様になります。

37 ページをお願いいたします。次に 12、再生可能エネルギーの利用の推進になります。この項目は過疎地域における資源循環の重要性を踏まえ、今回追加した項目になります。 (1)で現況と問題点、 (2) でその対策を記載しております。内容は、再生可能エネルギーの利用の普及促進について記載しております。 (3) 計画で記載事業なしとしております。現在、具体的な事業はありませんので、この記載としております。太陽光や風力発電については、企業などから提案等があり、町独自で具体的事業をしていく場合は記載をしていく必要があり

ます。(4)は先に述べた内容と同様になります。

次に 13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項になります。内容はア、地籍調査、イ、その他の項目について問題点などと、その対策を記載しております。地籍調査については、調査体制の充実や事業の推進、その他については、イベント等を通じたまちづくりについて記載しております。

38ページをお願いいたします。(3)計画で具体的に取り組む主な事業計画を記載しております。(4)は先に述べた内容と同様になります。

次に 14 については、過疎地域持続的発展特別事業分を記載しております。この計画に記載している道路や施設といったハード事業については、当然のことながら過疎債を活用できるのですが、前回計画からソフト事業にも過疎債が活用できることになっています。14 に記載している事業は、それぞれの項目に記載しているソフト事業に過疎債を活用する予定のものの抜粋となります。

以上が多良木町過疎地域持続的発展計画の内容になります。説明した内容の具体的な事業 計画については、現在考え得る事業を記載しております。

今後、過疎対策として必要な事業、特に過疎債を必要とする事業に取り組む場合は、随時変更していく計画となります。ですので、ここで記載していない事業ができないわけではございませんので、ご留意ください。また今後大幅な計画変更が必要になりましたら、議員の皆様に協議させていただくこととなります。

なお、今回の計画につきましては、熊本県との協議が済んでおり、議決後は県を通じて国 へ提出することとしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) ここで暫時休憩いたします。

(午前 10 時 59 分休憩) (午前 11 時 09 分開議)

日程第6 「議案第14号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算(第5号)

〇議長(髙橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第14号、令和3年度多良木町一般会計補正予算(第5号)について 説明を求めます。

仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 議案第 14 号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億221万7,000円とするものでございます。

地方債の補正を第2条で規定いたしております。

今回は、年度経過中のそれぞれの事務事業を遂行する上での不足額の補正とか組み替えを 行ったところでございます。

6ページをお願いいたします。第2表で地方債の補正でございます。変更をお願いするものでございます。起債の目的欄で1、臨時財政対策債で補正後の限度額ですが、1億4,707万3,000円とするものでございます。マイナスの4,981万7,000円になるところですが、これは発行可能額の決定によるものでございます。2の過疎対策事業債で、補正後の限度額を7億3,690万円とするものでございます。マイナス220万ですが、一部ソフト事業は対象外となり

まして他の事業へ充当替えなどを行っております。

9ページをお願いいたします。事項別明細書で主なものをご説明申し上げます。まず歳入でございます。款の 9、地方特例交付金で、今回 80 万 7,000 円を減額をするものです。これは交付決定によるものでございます。款の 12、分担金及び負担金、項の 2、負担金、目の 1、民生費負担金、節の 1、老人福祉費負担金で 377 万 9,000 円を計上いたしております。軽度生活援助事業費負担金ということで、配食サービス事業の運用見直しによる利用者負担金でございます。

款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の2、民生費国庫補助金、節の2、児童福祉 費補助金で115万円を計上いたしております。保育対策総合支援事業費補助金ということで、 各保育所に対します新型コロナウイルス感染症対策の支援補助金で、補助率は2分の1でございます。

目の 3、衛生費国庫補助金、節の 1、保健衛生費補助金で、説明欄の感染症予防事業費補助金で 210 万 9,000 円を計上いたしております。これは国のシステム標準化に伴います健康管理システムの改修補助金でございます。補助率につきましては 2 分の 1 と 3 分の 2 に分かれております。次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で 680 万 7,000 円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。款の18、繰入金、項の2、特別会計繰入金、目の1、介護保険特別会計繰入金で1,043万1,000円を計上いたしております。これは令和2年度分の精算でございます。款の19、繰越金で4,612万4,000円を今回の補正の一般財源として計上いたしております。款の20、諸収入、項の4、雑入、目の4、雑入でございます。説明欄の1番上ですが、コミュニティ助成事業助成金ということで、追加募集によるものを250万計上いたしております。その次の多良木町観光協会過年度分返納金で236万円です。これは令和2年度の精算分になります。

11 ページをお願いいたします。款の 21、町債ですが、第 2 表で説明いたしましたが、目の 4 の商工費で 550 万円を減額いたしております。節の 1 で過疎地域自立促進特別事業債という ことで、こちらが説明欄の商工会プレミアム商品券発行補助事業に充当しておりましたが、 こちらが対象外となったものでございます。目の 9 の民生債で補正額を 330 万円計上いたして おります。障害者等福祉手当事業に充当をするものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費で節の3、職員手当等で309万3,000円、超過勤務手当を計上いたしております。これは総務課、また危機管理防災課、企画観光課、会計課分の超過勤務手当でございまして、年度末までの不足見込み分を計上いたしております。

目の5、財産管理費、節の10、需用費で137万円、修繕料を計上いたしております。これは 里道分になりまして、令和2年の豪雨で被災した分、また要望箇所の修繕でございます。

目の 8、電算管理費、節の 10、需用費で 116 万 3,000 円、消耗品費を計上いたしております。機構改革に伴いまして、それまで使っていなかったプリンターなどの使用台数を増やして使っておりまして、年度末までの不足見込み額を計上いたしたものでございます。

目の 9、企画費、節の 12、委託料で 65 万円、多良木町人口ビジョンのデータ更新の業務委 託料でございます。

目の10、まちづくり推進事業費、節の11の役務費、それから12の委託料、18の負担金補助及び交付金の中の補助金のふるさと応援寄附事業補助を減額いたしておりますが、こちらにつきましては、6月定例会議の補正予算でふるさと納税推進事業費の目を新たに設置して予算を計上したところでございます。そのときに執行済みであったものがありましたので、今回減額をするものでございます。

次の説明のコミュニティ助成事業補助で 250 万円を計上いたしております。歳入でも説明

いたしましたが、追加募集分で黒肥地 10 区になります。エアコンなどの各種備品の導入でございます。

13ページをお願いいたします。目の13、諸費、節の18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金でくま川鉄道経営安定化補助で1,669万9,000円を計上いたしております。例年補正で計上いたしておりますが、鉄道事業の経常損失額でございまして、令和2年度分になります。

目の18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業です。節の17の備品購入費で、まず説明欄の防災活動支援事業用備品で600万円を減額いたしております。こちらにつきましては、前回補正で説明を移動させております。大型冷風機の分でございまして、今回減額をするものでございます。

次の公共的空間安全・安心確保事業用備品、それと公共空間の衛生確保事業用備品につきましては、事業実施に当たりまして、不足見込み額を補正しております。節の 18、負担金補助及び交付金で 230 万円で、補助金で保育対策総合支援事業補助でございます。歳入でも説明いたしましたが、各保育所に対します補助でございまして、定員が 20 名から 59 名の時には上限 40 万円で、2 園を想定いたしております。定員 60 名以上で上限 50 万円を 3 園を想定しているところでございます。

項の3、戸籍住民基本台帳費で107万4,000円を計上いたしております。各節、説明欄のとおり、会計年度任用職員の分を補正しておりますが、戸籍附票のデータ化を年度内に完了するまでに、年度末まで雇用を延長するものでございます。

14 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 1、社会福祉費、目の 5、老人福祉費で 136 万 6,000 円を計上いたしております。こちらにつきましても、会計年度任用職員を 1 名雇用するところで計上をいたしております。

目の 6、介護保険費、節の 12、委託料 482 万 3,000 円、配食サービス委託料を計上いたしております。委託をしております、あずみ野が料金徴収対応が困難ということになりまして、町で料金を徴収して弁当に相当する分はあずみ野へ支出する方法となったために今回補正をするものでございます。先ほど歳入の方でも説明をしたところでございます。節の 27、繰出金で 179 万 5,000 円を計上いたしております。介護保険の特別会計への繰り出しでございまして、事務費分は超過勤務手当分でございます。

15 ページをお願いいたします。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 2、予防費、節の 12、委託料で説明欄の下の方ですが、電算システム改修委託料で 347 万 2,000 円を計上いたしております。情報標準化整備事業に伴います健康管理システムの改修でございます。国の補助事業でございます。目の 10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 365 万 9,000 円を計上いたしております。各節、説明欄のとおり、今後の必要経費分を見込んで計上したものでございます。

16ページをお願いいたします。項の3、上水道施設費、目の1、上水道施設費を今回新たに目を設置いたしております。節の18、負担金補助及び交付金で167万円、補助金といたしまして、上水道事業会計栖山浄水場施設保全用地取得補助ということで、以前に全員協議会で説明をいたしましたが、隣接する国有財産、いわゆる旧ファームポンド予定地でしたが、そちらを浄水場の周辺環境の保全のために取得するものでございまして、繰出基準に基づかない繰り出しになります。住民の生活を確保するために必要な行政的・財政的措置として支出をするものでございます。

款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金で、補助金の 2 行目の説明ですが、ドリンクヨーグルト製造施設整備事業補助で 238 万 2,000 円を計上いたしております。球磨酪農農業協同組合が事業主体でございまして、相良村に整備をするものでございます。管内の 10 市町村で県補助残の 20%を負担するものでございます。目の 8、地産地消推進事業費で 330 万円を減額いたしております。これにつきましても、

ふるさと納税推進事業費で執行済みであったものを今回減額するものでございます。

17 ページをお願いいたします。款の 7、商工費、項の 1、商工費、目の 2、商工業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金で 100 万円を計上いたしております。補助金で空き家・空き店舗等活用事業補助で、これ申請が 1 件あっているものでございます。目の 4、観光費、節の 18、負担金補助及び交付金で 103 万 1,000 円を計上いたしております。負担金で人吉球磨観光地域づくり協議会で、派遣職員に係ます構成町村の負担金でございます。

18 ページをお願いいたします。款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、目の 4、社会資本整備総合交付金道路事業費で、補正額はゼロでございますが、町道蓑田小林線の橋りょう詳細設計におきまして、橋りょう形式の変更に伴いまして、各節のとおり組み替えを行うものでございます。款の 9、消防費、項の 1、消防費、目の 4、災害対策費で節の 3、職員手当等で 80 万 9,000 円を補正いたしております。宿日直手当ということで、8 月の大雨によるときの待機職員分でございます。

19 ページをお願いいたします。款の 11、災害復旧費、項の 1、農林水産施設災害復旧費、目の 1、農業用施設災害復旧費で 100 万円を計上いたしております。各節のとおり、令和 2 年の 7 月豪雨、また本年の 8 月の大雨の対応分といたしまして計上いたしております。目の 2、林業用災害復旧費で 300 万円を計上いたしております。修繕料でございますが、令和 2 年の 7 月豪雨に伴います修繕で、もともとは来年度以降実施予定しておりましたが、それを今年度に実施するということで計上いたしたものでございます。

20ページ以降に給与費明細書、また地方債の調書を添付いたしております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第7 「議案第15号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

- 〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第7、議案第15号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について説明を求めます。 岡本住民ほけん課長。
- **○住民ほけん課長(岡本雅博君)** それでは、議案第 15 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)につきましてご説明をいたします。

令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定める ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 399 万 4,000 円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細にてご説明いたします。6ページをお開きください。まず歳入でございますけども、款の6、繰越金、項の1、繰越金、目の1、その他繰越金で62万2,000円の増額をしております。これにつきましては、歳出予算の財源として計上をしているものでございます。

7 ページをお開きください。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますけども、節の 3、職員手当等で超過勤務手当が 40 万、節の 10、需用費で消耗品費といたしまして 22 万 2,000 円、合計の 62 万 2,000 円を増額をお願いするものでございます。これにつきましては、いずれも年度末までの不足見込み額を増額というものでございます。

8ページ以降につきましては、給与費明細書を添付しております。なおこの件に関しましては、国民健康保険運営協議会へ諮問し答申を受けておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第8 「議案第16号」 令和3年度多良木町上水道事業会計補正予算(第1号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 8、議案第 16 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計補 正予算(第 1 号)について説明を求めます。

林田建設課長。

〇建設課長(林田裕一君) それでは、議案第 16 号についてご説明いたします。

令和3年度多良木町上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

まず収益的収入及び支出の補正としまして第2条として、令和3年度多良木町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

今回、収益的支出を9万1,000円増額し、1億6,567万円とするものでございます。次に資本的収入及び支出の補正第3条として、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

今回、資本的収入を 167 万円増額し、167 万 2,000 円とし、支出におきまして、資本的支出 167 万円を増額し、1 億 195 万 6,000 円とするものでございます。

1ページをお開きください。収益的支出に係る実施計画補正(第 1 号)になります。款の 1、水道事業費用、項の 1、営業費用、目の 4、総係費 9 万 1,000 円の増額になります。こちらにつきましては、令和 2 年度補助事業に係る補助金の消費税相当額を国へ返納するものとなっております。

続きまして 2 ページをお開きください。款の 1、資本的収入、項の 3、補助金、目の 1、補助金としまして、今回新たに目を追加しております。補助金額としまして 167 万円を追加計上しております。こちらにつきましては、先ほど一般会計の方でもご説明がございましたが、国有地であります土地を水道施設保全用地として取得するため、一般会計から補助金を受け入れるものでございます。

次に 3 ページをご覧ください。 款の 1、資本的支出、項の 1、建設改良費、目の 1、営業設備費で 167 万円を増額させていただいております。 こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、栖山浄水場に隣接しております国用地の取得費用を今回お願いするものでございます。

4ページをお開きください。財務諸表になります。まず水道事業の会計予定キャッシュフロー計算になります。1、業務活動によるキャッシュ・フローについてご説明いたします。当年度純利益が当初予定から9万1,000円減額となります。業務活動によるキャッシュ・フローとしましては、当初予定7,533万4,000円を予定しておりましたが、今回の補正によりまして、7,524万3,000円というふうに減額となります。

次に 2 の投資的活動によるキャッシュ・フローについてご説明いたします。今回、国有地の取得に伴いまして、有形固定資産の取得による支出が当初予定から 167 万円増額となり、5,461 万円となります。またその下の負担金、補助金等の資本的収入が当初予定から 167 万円増額となり、167 万 2,000 円となります。

次に 3 の財務活動によるキャッシュ・フローについてでございますが、こちらにつきましては変更はございません。以上のことから、本ページ 4 ページのキャッシュフローにつきましては、最下段になりますが、資金期末残高は、当初予定の 1 億 8,792 万 6,000 円から 9 万 1,000 円減額となった 1 億 8,783 万 5,000 円を予定しておるところでございます。

次に5ページをお願いいたします。予定貸借対照表、資産の部になります。1番固定資産、

(1) 有形固定資産、アの土地についてでございますが、今回の用地購入によりまして当初予定から 167 万円増額の 908 万 1,306 円となります。次に 2 の流動資産でございます。 (1) 現金・預金につきまして、当初予定から 9 万 4,000 円減額となり、1 億 8,783 万 5,000 円となります。 5 ページの最下段になりますが、資産合計につきましては、当初予定より 157 万 9,000 円増額の 14 億 9,998 万 7,740 円を予定しておるところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。予定貸借対照表の負債の部になります。こちらにつきましては、変動はございませんでした。

次に、7 ページになります。予定貸借対照表、資本の部になります。7 の剰余金、 (1) 資本剰余金、イの受贈財産評価額になりますが、当初予定では 0 円でありましたが、今回用地の購入に伴いまして、こちらの方に用地購入費用としまして 167 万円を追加計上しております。次に (2) 利益剰余金、ウの当年度未処分利益剰余金を当初予定から 9 万 1,000 円減額しております。その関係で、最終的に 472 万 8,000 円への変更となっております。資本合計が当初、9 億 7,500 万 9,997 円としておりましたが、157 万 9,000 円増額となり、9 億 7,658 万 8,997 円となります。

6 ページの負債合計 5 億 2,339 万 8,743 円と、7 ページの資本合計 9 億 7,658 万 8,997 円を加算した額が 7 ページ最下段になりますが、14 億 9,998 万 7,740 円として予定しておるところでございます。

次に8ページをお願いいたします。予定損益計算書になります。こちらにつきましては2、営業費用、(4)総係費を9万1,000円増額しております。当年度未処分利益剰余金が当初予定から9万1,000円減額の472万8,000円となっているところでございます。

次に9ページ、補正予算(第1号)説明書になります。収益的収入及び支出予算の支出になりますが、今回、令和2年度国庫補助金に係る消費税相当額を国へ返納することとなりましたので、款の1、水道事業費用、項の1、営業費用、目の4、総係費、節の25、償還金利子及び割引料として9万1,000円の補正をお願いするものであります。

次に 10 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部になりますが、こちらにつきましては 11 ページの支出の方に記載しておりますが、用地取得のための一般会計からの補助金となっております。

最後に 11 ページの支出の部になります。こちらにつきましては、先ほど来申し述べておりますとおり、栖山浄水場に隣接しております国有地の用地取得費用を今回新たに計上しているものでございます。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第9 「議案第17号」 令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 9、議案第 17 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) それでは、議案第17号についてご説明いたします。

令和3年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる ものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億781万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和 2 年度流域下水道維持管理費、維持管理負担金の確定によります負担金の追加と、令和 2 年度に借り入れを行いました公営企業適用債の元利償還金

の追加によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細にてご説明させていただきます。5ページをお開きください。まず歳入についてご説明いたします。款の4、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、繰入金で89万5,000円の増額としております。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、令和2年度において地方公営企業法適用に向けた事業を実施しており、その事業の財源として、公営企業適用債を借り入れておりますので、本年度から元利償還金が発生することとなりましたので、その部分を追加で一般会計から繰り入れるものでございます。

次に款の 5、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、繰越金で 111 万 5,000 円の増額としております。こちらにつきましては流域下水道の維持管理負担金、汚水処理費や資本費負担金の負担金確定に伴います追加の負担金支出のための財源としております。

次に6ページをお願いいたします。歳出になります。款の2、下水道維持管理費、項の2、維持費、目の1、公共下水道維持管理費111万5,000円を増額しております。こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、流域下水道の維持管理負担金、令和2年度分ですが、これの精算に伴います追加負担分となっております。

次に款の3、公債費、項の1、公債費、目の1、元金及び目の2、利子についてですが、こちらにつきましても先ほど申しましたとおり、令和2年度より実施しております地方公営企業法適用に向けた事業で借り入れました公営企業適用債の元利償還金の追加分となっております。

7ページにつきましては、地方債に係る調書を添付しております。 以上、よろしくお願いいたします。

日程第10 「議案第18号」 令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第10、議案第18号、令和3年度多良木町介護保険特別会計 補正予算(第2号)について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,462万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、前年度の介護給付費等の精算によるものと、人件費に係る補 正が主なものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。5 ページをお開きください。歳入予算の補正につきましてご説明いたします。款の4、支払基金交付金、項の1、支払基金交付金、目の1、介護給付費交付金、節の2、過年度分、補正額294万8,000円でございます。こちらは、令和2年度決算に伴います介護給付費の追加交付分として受け入れるものでございます。

次に款の7、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の2、その他一般会計繰入金、節の1、事務費繰入金でございます。こちらは今回、歳出予算の補正で職員の超過勤務手当を118万1,000円増額補正しておりますので、その同額を一般会計から繰り入れるものでございます。次に目の5、低所得者保険料軽減繰入金でございます。節の2、過年度分、こちらにつきましても令和2年度決算に伴います、低所得者の保険料軽減分の追加交付として受け入れるものでございます。補正額は61万4,000円でございます。

次に款の 8、繰越金でございます。こちらは今回の補正に伴います財源調整予算として 2,197 万 3,000 円を計上しております。補正後の予算化可能額は 8,362 万 5,000 円でございます。

次に歳出予算の補正についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費、節の 3、職員手当等、超過勤務手当でございます。補正額は 118 万 1,000 円を計上させていただいております。補正の理由としましては、介護の新規認定と介護区分の変更の手続が多くなっておりまして、それに伴い、時間外勤務も増加しておりますことから、年度末までの不足見込み分を計上しております。

款の2、保険給付費、項の1、介護サービス等諸費から、次のページの2段目になりますが、 款の2、保険給付費、項の6、特定入所者介護サービス等費までの補正につきましては、一般 財源から特定財源への財源組み替えを行っております。

次に款の 5、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 2、償還金、節の 22、償還金 利子及び割引料、こちらは国県補助金等返納金となっております。補正額は 1,510 万 3,000 円です。こちらは令和 2 年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴います国県及び支払基金に対しての返還金でございます。

次に款の 5、諸支出金、項の 2、繰出金、目の 1、一般会計繰出金、節の 27、繰出金でございます。補正額 1,043 万 2,000 円、こちらも令和 2 年度決算に伴います一般会計からの繰入金の精算分でございます。

8ページからは給与費明細書を添付しております。

これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 11 「議案第 19 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第11、議案第19号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長(岡本雅博君) それでは、議案第 19 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,265 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細にてご説明をいたします。5ページをお開きください。まず歳入でございますけども、款の4、繰越金、項の1、繰越金、目の1、繰越金で92万6,000円の増額で計上しております。これにつきましては、歳出予算の財源として計上しているものでございます。

6 ページをお開きください。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費で 50 万 4,000 円を増額補正を計上しております。これにつきましては、超過勤務手当におきまして、年度末までの不足見込み分を増額というものでございます。

次に款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1、後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金で 42 万 2,000 円を計上しております。これにつきましては、令和 2 年度分の後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴う増額というものでございます。

7ページ以降につきましては、給与費明細書を添付しております。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後は 1 時より開会いたします。

(午前 11 時 51 分休憩) (午後 1 時 00 分開議)

日程第12 「議案第20号」 令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について

○議長(髙橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議案第20号、令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について説明を求めます。

林田建設課長。

〇建設課長(林田裕一君) 議案第20号についてご説明いたします。

令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について1、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金4,057万2,623円のうち減債積立金取崩額1,717万6,161円を自己資本金に組入、当年度純利益2,339万6,462円を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

2、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、令和 2 年度の決算書についてご説明申し上げます。上水道の決算書 1 ページ、2 ページをお開きください。令和 2 年度多良木町上水道事業会計の決算報告書(1)収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は合計で 1 億 8,390 万 5,747 円でございます。前年度比で 3.17%の増加となっております。次に支出ですが、決算合計で 1 億 5,668 万 1,635 円でございます。前年度比で 1.87%の減少となっております。

次に (2) 資本的収入及び支出でございます。予算の執行状況から見ますと収入では、決算額合計 $152 \, \overline{D} 1,000 \,$ 円でございます。これは水道管新設等による工事費負担金 $2 \,$ 件分で $84 \, \overline{D}$ 円、老朽管更新に伴います消火栓更新工事費負担金 $68 \, \overline{D} 1,000 \,$ 円となっております。支出につきましては、決算額合計が $8,997 \, \overline{D} 2,021 \,$ 円でありました。そのうち建設改良費が $4,362 \, \overline{D} 5,161 \,$ 円であり、企業債の償還としまして $4,634 \, \overline{D} 6,860 \,$ 円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額8,845 万1,021 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金500 万2,723 円と、当年度分損益勘定留保資金6,627 万2,137 円、減債積立金処分額1,717 万6,161 円で補填しております。

次に3ページをお開きください。損益計算書になります。営業収益と営業費用の収支である営業利益につきましては、右側の列、中段になりますが1,450万482円を確保しております。次に営業外収益と営業外費用の収支である経常利益につきましては、右側の列の上から2番目の数値になりますが889万5,980円を確保しており、この合計が当年度純利益2,339万6,462円となっています。また、減債積立金取崩額をその他未処分利益剰余金変動費に1,717万6,161円計上し、当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動費を合算した額4,057万2,623円が当年度未処分利益剰余金となっております。

続きまして 4 ページ、剰余金計算書についてご説明いたします。減債積立金の列をご覧ください。中段に処分後残高としまして、令和元年度未処分利益剰余金を積み立てた後の減債積立金残高としまして 1 億 8, 194 万 2, 655 円を記載しております。そこから令和 2 年度におきましては、企業債償還のために 1,717 万 6,161 円を取り崩し、取り崩し後の積立金残高が 1 億

6,476万6,494円となります。

次に未処分利益剰余金の列をご覧ください。令和2年度におきましては下から3番目の行になりますが、当年度純利益が2,339万6,462円、その下の段、その他未処分利益剰余金が減債積立金の取り崩し額となっており1,717万6,161円となり、当年度末残高、最下段になりますが、合計で4,057万2,623円の当年度未処分利益剰余金となっております。

以上のことから、令和 2 年度末における利益剰余金合計額は減債積立金残高 1 億 6,476 万 6,494 円と未処分利益剰余金 4,057 万 2,623 円を合算した 2 億 533 万 9,117 円となります。当年度未処分利益剰余金 4,057 万 2,623 円のうち、当年度純利益 2,339 万 6,462 円につきましては、将来の企業債償還の資金とするため、全額を減債積立金に積み立て、残り 1,717 万 6,161 円につきましては、自己資本金に組み入れる予定としております。

次に 5 ページ、6 ページをお開きください。貸借対照表についてご説明いたします。まず 5 ページの資産の部につきまして、固定資産と流動資産の合計になります。本表の最下段になりますが 15 億 8,883 万 4,387 円で、前年度比 1.37%の減少となっております。

次に 6 ページ上段の負債の部になりますが、繰延収益を加えた負債合計が 5 億 9,100 万 5,714 円でございます。前年度比 7.15%の減少となっております。同じく6ページの下段の資本の部につきましては、令和 2 年度未処分利益剰余金を計上する関係で、資本合計が 9 億 9,782 万 8,673 円となり、前年度比 2.4%の増加となっております。

なお 5 ページの資産のうち、財源比率としまして、資本が占める割合につきましては 62.8%となり、前年度比 2.3%の増加となっております。

次に 7 ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算についてご説明いたします。業務活動、投資活動、財務活動におけるキャッシュ・フローです。表の下から 3 番目の数値で資金増加額の行になりますが 1,876 万 2,712 円の増加となっております。こちらにつきましては、工事等による有形固定資産取得に係る支出の減少によるものが大きく、表の最下段になりますが、資金の期末残高につきましては 2 億 4,533 万 4,624 円となっております。

次に同じく7ページの下の段、令和2年度多良木町上水道事業会計剰余金処分計算についてご説明いたします。第1項でもご提案しておりますが、未処分利益剰余金4,057万2,623円のうち、2,339万6,462円につきましては、今後の経営安定化を図り、将来の企業債償還の資金とするため、全額を減債積立金に積み立てたいと考えており、残りの1,717万6,161円につきましては、減債積立金の取り崩しを行い、資本的収益の補填財源としておりますので、自己資本金に組み入れる予定としております。

次に 10 ページをお開きください。8 の工事費(1)の建設工事等であります。令和 2 年度におきましても、継続して老朽管の更新工事や電気計装設備等の改修を行いつつ、栖山浄水場ろ過池のろ過材入れかえ工事を行っております。量水器購入費用と合わせた建設改良費は4,362 万5,161 円でありました。(2)の修繕工事等につきましては、漏水等の修繕業務としまして年間62 件の修繕を実施しており、金額につきましては479 万5,306 円の支出でありました。

次に 11 ページをお願いいたします。9、業務(1)業務量についてご説明いたします。令和 2 年度末での給水戸数は 3,563 戸で、前年度より 5 戸減少し、給水人口につきましては 8,873 人で、前年度より 21 人減少という結果でありました。給水計画人口から見た普及率につきましては 84.8%と、前年度より 0.2%の減少となっております。なお、括弧内の数値につきましては、令和 2 年度末人口から見た普及率となっております。

また中段に記載されております配水量につきましては、年間 90 万 8,353 立方メートルで、前年度より 3,079 立方メートル増加しております。また、給水量につきましては、年間 83 万 5,090 立方メートルで、前年度より 1 万 7,366 立方メートル増加しております。増加要因の一つとしましては、令和 2 年 7 月豪雨により被災された球磨村の住民の避難場として、旧多良木

高校が利用されたことが挙げられます。

表の最下段になりますが、期間有収水量率につきましては91.9%と、前年度より1.6%上昇しており、水道管の漏水修繕による漏水の減少結果が要因となっております。なお本ページの表外に記載しております供給単価及び給水原価につきましては、供給単価が180円82銭で、給水原価が156円18銭となっており、供給単価が給水原価を24円64銭上回っている状況であります。

次に 13 ページをお願いいたします。10、会計についてご説明します。(1)の企業債につきましては、令和2年度におきましても、建設改良事業に係る借入は行っておりませんので、償還額としましては 4,634 万 6,860 円を償還しており、令和2年度末現在における企業債の残高は 2 億 3,180 万 4,211 円となっております。着実に減少しているところであります。(2)の事業収入状況につきましては、給水収益の収納率につきましては 97.7%で、前年度比 0.5%増加と、収納率は向上しております。

以上、上水道事業決算について説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第13 「議案第21号」 令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第13、議案第21号、令和2年度多良木町一般会計歳入歳出 決算の認定について説明を求めます。

仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 議案第21号、令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別 紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

まず別冊となっております、こちらの決算書の方をご用意お願いいたします。こちらのですね、7ページをお開きください。上の欄の見出しのところで、調定額Bという欄がございます。一番最後の行の歳入合計のところで調定額Bのところが87億6,404万5,639円でございました。右側のページの収入済額Cの欄の合計ですが86億9,598万7,870円でございます。その横の不納欠損額でございますが79万5,562円でございます。その横の収入未済額が6,726万2,207円でございます。

次に 13 ページをお願いいたします。歳出になりますが、上の欄の見出しのところで、歳出 予算に対します支出済額 Bの欄ですけど、一番下の歳出合計で 82 億 4,165 万 5,594 円でございます。右側のページの翌年度繰越額 Cの合計でございますが 7 億 6,493 万 4,000 円でございます。その横の不用額でございますが 1 億 7,913 万 5,406 円ということになっております。

ページがずっとこう大きく飛びますが 257 ページをお願いいたします。一般会計の一番最後のページになります。実質収支に関する調書でございます。3 番目の歳入歳出差引額ですが 4 億 5,433 万 2,000 円でございます。4 番の翌年度へ繰越すべき財源の (2) 番、繰越明許費繰越額が 1 億 2,159 万 4,000 円でございます。5 番目の実質収支額が 3 億 3,273 万 8,000 円でございまして、黒字ということになっております。

一般会計につきましては、分野も非常にこう広範囲にわたりまして、決算書のページ数も 多いところから、別冊でですね、決算書資料財政分析等というのをお配りしております。こ ちらの資料になりますが、よろしいでしょうか。こちらの方で私の方からは全般的なことを 説明させていただきます。

この資料につきましては、地方財政状況調査、決算統計と言われておりますが、その要領に基づいて作成をさせていただいております。この調査につきましては、全国的に統一した

視点で財政分析をしまして、各自治体間の財政状況を比較できるような調査でございます。 この調査の要領によりまして金額の科目を移動などをしておりますので、決算書の方の各款 の金額と相違があることがありますが、その点はご容赦を願いたいと思います。

まず開けていただきまして 1 ページでございます。歳入決算額の推移ということで、平成30 年度から令和 2 年度まで 3 カ年分載せております。それぞれ決算額と伸び率、令和 2 年度につきましては、対前年度増減額を記載いたしております。まず款の 1 の町税でございますが、令和 2 年度決算額が 7 億 9,658 万 8,000 円でございます。対前年度比 859 万円の減ということになっておりますが、主な要因といたしましては、町民税の個人、事業所得、特に農業、また株主配当所得の減が主な要因でございます。それから、町民法人税についても、法人税率の引き下げとか、また製造業、卸売、小売業、サービス業の税額減少によってこういった状況になっているということでございます。

款の2の地方譲与税でございます。9,439万2,000円で対前年度比が1,371万1,000円でございます。これは森林環境譲与税の増が主な要因でございます。

次に款の6の法人事業税交付金ということで、こちらについては令和2年度から歳入いたしております。357万7,000円でございます。これにつきましては道府県の方が、法人事業税の収入額に一定割合を乗じて得た額を従業者数で案分して交付をするものでございます。

款の 7、地方消費税交付金です。 2 億 946 万 8,000 円でございます。対前年度 3,802 万円の増ということで、一般分については 140 万ほど減少をしておりますが、社会保障財源分が 3,900 万ほど伸びているところでございます。

款の8の環境性能割交付金で470万6,000円でございます。259万4,000円の増ということで、こちらにつきましては、自動車取得税の代わりに創設されたものでございます。

款の9の地方特例交付金です。507万9,000円で443万円の減ということになっております。 款の10の地方交付税で31億8,643万8,000円でございます。2億7,966万2,000円の増と いうことで、普通交付税につきましては4,000万ほどの増、特別交付税の方が2億3,800万ほ ど増えているところでございます。

款の12、分担金及び負担金でございます。3,826万4,000円ということで3,461万6,000円減少いたしております。これは県営土地改良事業分担金、また保育料負担金の減が要因でございます。

款の13、使用料及び手数料で9,575万円でございます。対前年度1,729万9,000円の減ということで、こちらにつきましては、ふれあい交流センターの使用料が900万ほど減、またブルートレインたらぎにつきましても600万ほど減少いたしております。

款の14、国庫支出金で21億149万8,000円でございます。対前年度が12億5,464万3,000円ということで、主な要因といたしましては、特別定額給付金事業費の方で9億3,000万ほど、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2億9,000万ほど増加をいたしております。

款の 15、県支出金でございます。 7 億 4,142 万 6,000 円でございまして、対前年度が 3,244 万 6,000 円の減となっております。 こちらにつきましては、多良木学園に関します障害児施設支援給付費負担金あたりの方が減少の要因ということになっております。

款の16、財産収入でございます。3,467万5,000円で、対前年度は5,058万9,000円減少いたしております。主な要因は、立木売払収入でございます。

款の 17、寄附金でございます。1 億 109 万 8,000 円でございまして、対前年度が 6,887 万 3,000 円増となっております。主な要因はふるさと応援寄附金の増ということでございます。

款の 18、繰入金 6,201 万 2,000 円でございます。対前年度は 4,628 万 7,000 円増となっております。こちらにつきましては、産業振興基金の取り崩し、それから奨学基金の取り崩しが主な要因でございます。

款の 19、繰越金 3 億 7,193 万 6,000 円でございまして、対前年度が 2,864 万 3,000 円の減でございます。これは繰越事業分の繰越金が減というのが主な要因でございます。

款の20、諸収入6,488万9,000円で対前年度が5,895万9,000円が減となっております。 主な要因は、森林研究整備機構造林受託事業収入の減、またプレミアムつき商品券販売収入 の減が主な要因でございます。

款の21、町債7億7,834万4,000円でございます。対前年度は5,239万1,000円の増ということで、災害復旧事業債が3,200万ほど増、過疎対策事業債が2,900万ほど増ということになっております。一番下の自動車取得税交付金につきましては、令和元年度で終了いたしております。合計で対前年度が15億1,703万3,000円の増という状況でございます。

2 ページをお願いいたします。2 の歳出決算額の推移ということでまず(1)で予算款別で同じような状況で記載をいたしております。款の1、議会費ですが7,546万8,000円で310万4,000円の減ということになっております。主な要因は費用弁償、それから政務活動費の減ということでございます。

款の 2、総務費 20 億 8,084 万 7,000 円で、対前年度が 11 億 2,853 万 3,000 円の増でございます。特別定額給付金事業が 9 億 3,000 万の増、それから公共施設整備基金積立が 1 億 300 万 ほどの増ということになっております。

款の3、民生費20億6,553万8,000円、対前年度が4,941万2,000円の減でございます。 こちらにつきましては、学園費で7,500万の減、児童措置費で、ただ児童措置費では1,800万ほど増えているところでございます。

款の4、衛生費7億15万円でございます。対前年度が1億937万8,000円でございまして、 公立多良木病院の負担金が2,800万ほど増、リサイクルストックヤード整備事業が同じく 2,800万ほど増という要因でございます。

款の 6、農林水産業費 6 億 961 万 5,000 円、対前年度が 4,587 万 4,000 円の減でございます。先ほど申しましたとおり、森林研究整備機構分収造林受託事業費の減、それから第 2 多良木地区基盤整備事業費の減が主な要因でございます。

款の7、商工費1億6,326万1,000円、対前年度が5,498万6,000円の増ということです。 多良木町暮らし応援券交付事業で4,500万ほど増、新型コロナウイルス感染症緊急対策経営持続化給付金で1,100万円ほど増という要因になっております。

款の8、土木費4億7,906万2,000円、対前年度が1億7,105万1,000円の減となっております。主な要因は住宅建設費で5,800万円の増、社会資本総合整備交付金道路整備事業で5,400万ほどの減ということになっております。

款の9、消防費5億7,101万9,000円でございます。対前年度が7,502万5,000円の増でございます。主な要因は防災行政無線整備事業費で5,400万ほどの増、防災活動支援事業用備品などで2,500万ほどの増ということになっております。

款の 10、教育費 7 億 203 万 4,000 円でございます。対前年度が 2 億 5,490 万 9,000 円の増ということで、主な要因は公立学校情報機器整備事業用備品などで 9,100 万ほどの増、町民体育館改修事業で 9,400 万ほどの増ということになっております。

款の 11、災害復旧費 2 億 1,089 万 8,000 円でございます。対前年度比 6,399 万 8,000 円の増でございます。林業用施設、それから農業用施設の災害復旧費の増でございます。

款の12、公債費5億8,376万4,000円でございます。対前年度が1,724万9,000円の増となっております。合計で対前年度といたしましては14億3,463万7,000円の増となっております。冒頭で申し上げましたとおり、地方財政状況調査による分類をいたしておりますので、コロナの臨時交付金事業についてのそれぞれ目的別に分類して計上しているところでございます。

3 ページをお願いいたします。(2)の節別合計ということで、予算の節別に決算を合計さ

せて表示をいたしております。令和元年度と令和 2 年度の比較という状況で掲載しておりますが、ちょっと増減の要因といたしましては、先ほどの予算款別と重複するところがあるかもしれません。ちょっと主なところだけ説明させていただきます。まず節 1 の報酬ですが、対前年度で1,518万2,000円減少いたしております。主な内容といたしましては制度改正によりまして、区長の報酬であったり、あるいは特別支援教育支援員また交通指導員の報酬の方がこちらから外れておりますので、それが主な要因となっております。

節の2の給料でも対前年度が818万2,000円減少いたしております。それから節3の職員手当等のその他の手当ですが、対前年度で673万7,000円増加をいたしております。こちらにつきましては、会計年度任用職員の期末手当が増えてきましたので、その分が増えているところでございます。

節の8の旅費ですが、対前年度で931万4,000円減少いたしております。これは新型コロナの影響で出張等がなかったというのが要因でございます。

節の10の需用費の消耗品費ですが、対前年度が3,429万6,000円増加をいたしております。 これはコロナの臨時交付金事業などで増えているところでございます。それから修繕料の方 が468万9,000円増加をいたしております。災害などによりまして、林道または里道、町道な どの応急復旧の修繕で増えてるところでございます。

節の12の委託料で対前年度比1億1,883万3,000円増加をいたしております。災害に係る設計委託料、また中学校の校舎改築委託料などで増加をいたしているところでございます。

節の 14、工事請負費で対前年度が 8,732 万 2,000 円減少いたしております。社会資本道路整備事業で 6,500 万ほど増、町道の災害で 5,900 万ほど減、それから口の坪住宅の整備で 5,400 万ほどの減というのが要因となっております。

17 の備品購入費ですが 1 億 4,046 万 5,000 円増ということになっております。こちらにつきましてもコロナの臨時交付金事業で増というのが要因でございます。

節 18 の負担金補助及び交付金の補助金でございますが 6,844 万 7,000 円増加をいたしております。農業経営高度化促進事業で 2,000 万ほど、強い農業担い手事業で 1,500 万ほど増となっております。交付金につきましても、対前年度 9 億 8,842 万 1,000 円増となっております。特別定額給付金で 9 億 3,000 万の増、コロナの臨時交付金事業で 9,200 万の増ということになっております。

節の19の扶助費ですが、対前年度2,374万2,000円の減ということですが、これは障害関係の給付費、また児童手当、子ども医療費などの減が主な要因でございます。

節の 21 の補償補填及び賠償金で 638 万 4,000 円減となっております。これは換地精算金の 分が減少の要因でございます。

節の 22 の償還金利子及び割引料で 3,727 万 2,000 円増となっております。地方債の元金で 2,200 万ほど増になっておりますが、国県補助金等返納金でも 2,000 万ほど増となっていると ころでございます。

節の23の投資及び出資金で300万円増となっておりますが、こちらにつきましては多良木まちづくり推進機構の設立出資金の分でございます。

節の24の積立金ですが1億8,677万9,000円増という状況になっております。公共施設整備基金、それからふるさと納税の基金への積み立てが主な要因でございます。

節の 27 の繰出金でございます。1,253 万 1,000 円の増となっております。これは国保特別会計については520万ほど減になっておりますが、介護保険、下水道事業、後期高齢者医療、財産区の特別会計については増という状況になっております。一番最後に賃金が載っております。1,717 万 5,000 円の減となっておりますが、こちらはもう制度で賃金という節がなくなりましたので、こういった状況になっております。

4 ページをお願いいたします。3、普通会計決算統計による財政分析資料ということで令和

2年度分を掲載いたしております。決算統計で用います主な財政指標と財政用語の解説としての参考資料として掲載をさせていただいております。まず(1)で標準財政規模が40億173万7,000円でございます。令和2年度の伸び率は2.6%の伸びでございました。(2)番で財政力指数が0.24でございます。こちらは昨年度と伸び率は変わっておりません。(3)番で実質収支比率で8.3%でございました。伸び率は1.2%の減でございます。

5 ページをお願いいたします。(4)番の経常収支比率は89.0%でございます。伸び率は0.8%伸びている状況でございます。

6ページをお願いいたします。 (5) で実質公債費比率ということで8.0%でございまして、 伸び率は7.0%の減少でございます。

7 ページをお願いいたします。 (6) で収入の状況ということで、これあの 1 ページと重複しますが、5 年分を資料として掲載をさせていただいております。一番下の欄の表につきましては、町税の内訳を掲載しているところでございます。

8 ページをお願いいたします。 (7) で性質別経費の状況ということで、歳出の節の区分をですね、地方財政状況調査の性質別に区分して 5 年分を掲載しているものでございます。こちらについても主なものだけ説明させていただきますが、まず義務的経費で令和 2 年度の構成比は 33%でございました。1.6%前年度よりも減少しておりまして、人件費で 3.3%の減、扶助費で 2.4%の減ということになっております。

次に投資的経費ですが、令和2年度では13%の構成比でございます。3.0%の減少ということで、普通建設事業費が10%ほど減少しているところでございます。ただ、災害復旧事業費につきましては43.6%の増ということになっております。その他の経費でございますが、令和2年度の構成比は54%でございました。伸び率の51.3%ということで、下の方に補助費等というのがありますが、こちらが102.0%の伸びということで、特別定額給付金とか、ああいった、そういった交付金、補助金あたりが増えたためにこういった状況になっているところでございます。また積立金につきましても169.9%の伸びという状況でございます。

9 ページをお願いいたします。 (8) で地方債現在高の状況ということで、地方債の種類ごとに区分をいたしまして掲載をいたしております。上の欄で令和 2 年度発行額が一番下の合計のところで7億7,834万4,000円でございます。令和2年度の、その右側ですが、償還額、元金、利子、計のDの欄ですが、5億8,376万4,000円を償還いたしてるところでございます。二つほど右に飛びまして差引現在高のところになりますが、地方債の現在高は56億5,816万4,000円となるところでございます。

10ページをお願いいたします。9の地方債借入先別及び利率別現在高の状況ということで、こちらは借入先ごとに掲載いたしております。令和2年度の発行額のところで、7番のその他金融機関で1億990万、それから12の共済等で3,700万と発行がされておりますが、これまでは償還してなかったところなんですが、令和2年度につきましては、財務局からの資金割り当てで借入を行ったということでございます。両方とも利率につきましては、1.5%以下のところになっているところでございます。

11 ページをお願いいたします。こちらは参考といたしまして、特別会計における地方債現在高の状況を参考までに付けさせていただいております。

また次のページには、地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費ということで、下の表の方にそれぞれ事業名を記載しておりますが、地方消費税交付金の中の社会保障財源化分がどちらの方に財源としては一般財源なんですけど、割り当てをしたかという調査の資料を付けているところでございます。

以上で私からの説明は終わらせさせていただきたいと思いますが、決算書の内容等につきましては、各常任委員会または担当課にご確認をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第14 「議案第22号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定) 歳入歳出決算の認定について

- ○議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第14、議案第22号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
 岡本住民ほけん課長。
- **〇住民ほけん課長(岡本雅博君)** それでは、議案第22号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきたいと思います。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。 説明につきましては、決算書で説明をさせていただきたいと思います。260ページをお開き ください。

説明に入ります前に令和2年度末の国民健康保険被保険者数でございますけども、2,076人でございまして、前年度末から比較いたしますと64人の減というふうになっております。これは亡くなったり、施設等への転出に伴うものでございまして、毎年減少している状況にあります。

では 260 ページの歳入合計の欄でございますけども、調定額 14 億 3,750 万 4,560 円に対しまして、収入済額 13 億 4,538 万 9,744 円でございました。令和元年度と比較をいたしますと 1 億 5,546 万 3,110 円の減額ということになりますけども、主な理由といたしましては、繰越金が約 8,400 万円、それから公立多良木病院におけるシステム改修等に係る県補助金、これが令和元年度にあって、令和 2 年度ではなかったということで約 4,400 万円ほど減額になっているところでございます。

次に 264 ページをお開きください。歳出の合計でございます。支出済額でございますけど 12 億 5,591 万 2,822 円でございました。令和元年度と比較をいたしますと 1 億 5,153 万 4,697 円の減額となります。減額の主な理由といたしましてですが、基金積立金が約 1 億円、それと先ほど申し上げました公立病院のシステム改修等に係る直営診療施設勘定繰出金、これが約 4,400 万円減額であったということでございます。

次のページからが事項別明細となっております。主な項目についてご説明をさせていただきたいと思います。266 ページをお開きください。款の1、国民健康保険税、項の1、国民健康保険税、目の1、一般被保険者国民健康保険税につきましては、調定額3 億3,424 π 3,701 円、収入済額2 億4,346 π 8,420 円で前年対比6.5%の減となっております。収納率でございますけども、現年課税分が96.28%で、前年度より1.14%の増、滞納繰越分が12.58%で、前年度より1.30%の減ということになっております。また不納欠損額が139 π 4,370 円あるわけですけども、地方税法第15条の150%による不納欠損処分でございまして、生活困窮者が150%の分でございます。

次に 268 ページをお開きください。款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫補助金、目の 1、国民健康保険制度関係業務事業費補助金が 129 万 3,000 円の収入済みとなっております。これはオンライン資格確認の実施に伴うシステム改修に伴うものでございます。また目の 2、国民健康保険災害臨時特例補助金として 112 万 2,000 円を受け入れておりますけども、これは新型コロナウイルス感染症及び令和 2 年 7 月豪雨災害対応分でございます。

次に款の 4、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、保険給付費等交付金、収入済額が 9 億 1,336 万 2,691 円でございます。前年よりも 4,700 万円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、公立病院におけるシステム改修等ということでございます。

次に 270 ページをお開きください。款の 6、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般

会計繰入金でございますけども、8,895万4,661円の収入済みでございまして、前年度よりも約416万円の減ということになります。保険税減税分、保険者支援分がそれぞれ1,545人、出産育児一時金が1名ということでございました。

次に款の7、繰越金につきましては9,340万5,335円で、前年度よりも約8,450万の減ということになっております。続きまして歳出を説明させていただきます。

276ページをお開きください。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費の支出済み合計でございますけども657万8,903円、国保事務に関する支出項目でございます。前年度の支出とほぼ同額となっております。主な支出といたしましては、システム等に関する委託料でございます。

278ページをお開きください。款の2、保険給付費、項の1、療養諸費、目の1、一般被保険者療養給付費、支出済額でございますが7億6,392 万8,457 円でございます。病院等を受診された際の町の負担分でございまして、前年度よりも344 万円ほど減ということになっております。

280 ページに移ります。項の 2、高額療養費、目の 1、一般被保険者高額療養費 1 億 1,407 万 6,587 円の支出でございます。これは限度額を超えた分の町の負担分等でございまして、前年度と余り変わっていないような状況でございます。

282 ページをお開きください。款の 3、国民健康保険事業費納付金、項の 1、医療給付費分、項の 2、後期高齢者支援金等分、項の 3、介護納付金分につきましてですが、すべて県から示された金額を納付しております。前年度から項目ごとの増減がありますが、全体で 178 万円ほど減額になっている状況でございます。

286ページをお願いいたします。款の6、保健事業費、支出済額2,670万45円でございました。主な支出といたしましては、会計年度任用職員2名分と、特定検診の委託分、総合検診の委託分でございます。昨年度の受診率でございますが、速報値で59.6%、令和元年度が60.3%でございましたので、若干少なくなってきているということでございます。この原因を見ますと、やはりあのコロナによって受診を控えられたということもこの原因の一つというふうに思われます。

288ページをお願いいたします。款の7、基金積立金、項の1、基金積立金、目の1、国民健康保険給付基金積立金につきましては、利子相当額の45万3,000円を積み立てております。積み立て後の基金の額でございますが1億7,567万7,000円というふうになっております。

次に款の8、諸支出金、全体の支出額が506万7,500円でございまして、主な支出といたしましては保険税の還付、これが116万8,500円、直営診療施設勘定繰出金が388万3,000円でございます。保険税の還付対象者ですけども29人でございました。また繰出金の内訳といたしましては医師等の確保支援事業に100万円、緊急患者受け入れ態勢支援事業に57万5,000円、直営診療施設設備事業分といたしまして230万6,000円でございます。

292 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけども、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が8,947万7,000円でございまして、5の実質収支額も同額ということになっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第15 「議案第23号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定) 歳入歳出決算の認定について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第15、議案第23号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長(岡本雅博君) それでは議案第23号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。 説明は決算書にて行います。377ページをお開きください。まず歳入でございますけども、歳入の合計でございます。調定額981万1,200円、収入済額も同額でございまして、この額につきましては前年度と比較いたしますと54万9,800円の減というふうになっております。

379 ページでございます。379 ページをお開きください。歳出でございますが、歳出の合計 980 万 4,400 円の支出済みとなっております。前年度に対しまして 55 万 6,400 円のこちらも 減額というふうになっております。

381 ページから事項別明細でございますので、そちらの方をお開きください。まず款の 1、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、へき地診療所運営費県補助金でございますが、収入済額が 314 万円でございます。前年度と比較いたしますと、約 57 万円ほどの増額というふうになっております。診療所運営に係る県補助金でございまして、補助基準額から診療収入を差し引いた額の 3 分の 2 の額が交付されております。

次に款の 2、繰入金、項の 1、繰入金、目の 1、一般会計繰入金につきましてですが、収入済額が 667 万 1,000 円でございます。前年度と比較いたしますと 112 万 2,000 円の減ということになっております。診療所の運営費から先ほどの県補助金を差し引いた額を一般会計から繰り入れております。

次に歳出を説明させていただきます。383 ページをご覧ください。款の 1、総務費では診療 所の水質検査に係る手数料と、公立病院への委託料を支出しております。その支出済額が980 万4,400円でございます。

385ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけども、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が7,000円でございまして、5の実質収支額も同額の7,000円というふうになっております。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 暫時休憩いたします。

(午後2時05分休憩) (午後2時15分開議)

日程第16 「議案第24号」 令和2年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

〇議長(髙橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16、議案第 24 号、令和 2 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水田農林整備課長。

〇農林整備課長(水田寛明君) それでは議案第24号、令和2年度久米財産区特別会計歳入歳出 決算の認定についてご説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、 別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、決算書の方で説明をさせていただきます。293 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入です。調定額合計が一番下の欄になりますが1,209万5,800円、歳入済額1,209万5,800円、前年度に対しまして247万4,885円の増となっております。主な要因といたしましては、間伐面積の増ということになっております。

295 ページをお開きいただきたいと思います。歳出の部になります。一番下の歳出合計のところですけれども、支出済額が 985 万 5,839 円、前年度と比べまして 152 万 6,314 円の増となっております。こちらにつきましても間伐の増によります事業費の増額ということになっております。歳入歳出差引残額といたしまして 223 万 9,961 円となっております。

詳細につきましては、次のページからご説明をさせていただきます。297 ページをお開きいただきたいと思います。歳入といたしまして款 1、県支出金、項 1、県補助金、目 1、農林水産業費県補助金。こちらの方につきましては当初、予算の方で上げておりましたけれども、直接の財産区からの申請ができないということで後ほど出てまいりますが、町からの繰入金ということになっております。歳入済額ゼロとなっております。

続きまして款の2の財産収入、項2の財産売払収入、目1の不動産売払収入、節のその他不動産売払収入で収入済額572万7,361円。こちらにつきましては間伐等によりまして、原木の売払いを行っております。そちらの金額となっております。

続きましてその下の款 3、繰入金、項 1、基金繰入金、目 1、財産区基金繰入金、収入済額 125 万 1,000 円となっております。こちらにつきましては基金取り崩しを行っております。その下の項 2 の他会計繰入金、目 1、一般会計繰入金、こちらの方が、収入済額 377 万 3,000 円 となっております。こちらにつきましては、先ほど出てきました間伐の補助金をですね、一般会計の方を通しまして、こちらの方に繰り入れをしていただいております。歳入の合計といたしまして 1,209 万 5,800 円となっております。

続きまして 301 ページをお開きいただきたいと思います。歳出になります。款 1、財産区管理会費、項 1、財産区管理会費、目 1、管理会総務費、こちらにつきましては、久米財産区管理会の運営費という形になっております。主な支出につきましては、節の 1 の報酬、こちらの方で久米財産区管理委員さんの方 7 名分の年報酬の方を支払っております。

続きまして下の方になりますが、款 2 の財産造成費、項 1 の管理費、目 1 の財産造成管理費、こちらにつきましては、久米財産区有林の山林整備管理に関する費用ということになっております。

次のページ303ページをお開きいただきたいと思います。1番上の節11、役務費につきましては、手数料で65万8,667円、こちらにつきましては、間伐をしました原木を販売するときに支出しております手数料となっております。市場手数料と組合の販売手数料、こういったものが入ってきております。その下の保険料82万8,790円、こちらにつきましては森林保険の掛金ということで、約102ha分の森林保険をかけさせていただいております。

その下の 12、委託料になりますが、こちらにつきましてが間伐関係の費用ということで、 成尾地区の 8.23 ヘクタール、こちらの方の搬出費用となっております。その下の項 2 の森林 研究・整備機構分収造林受託事業費になります。こちらにつきましては令和 2 年度事業実績 がなかったために支出の方もゼロという形になっております。

その下の款3の積立金、項1、積立金、目1、積立金になりますが、こちらで122万4,000円を積み立てをさせていただいております。その下の予備費につきましては、支出の方はございませんでした。支出合計が支出済額で985万5,839円となっております。

307 ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書ということで、歳入総額が 1,209 万 6,000 円、歳出総額が 985 万 6,000 円、歳入歳出差引額が 224 万円となっております。

最後に令和 2 年度末の基金の残額といたしまして 2,465 万 5,152 円となっております。 以上で説明終わります。よろしくお願いします。

日程第17 「議案第25号」 令和2年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について

- ○議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第17、議案第25号、令和2年度多良木町下水道事業特別会 計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。 林田建設課長。
- **〇建設課長(林田裕一君)** 議案第 25 号についてご説明いたします。令和 2 年度多良木町下水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出 決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは決算についてご説明いたします。決算書の 308 ページ、309 ページをお開きください。歳入決算になります。309 ページの収入済額C 欄の最下段になりますが、歳入に係る決算総額を記載しております。令和 2 年度における歳入総額は 3 億 1, 460 万 2, 641 円であり、前年度比 1, 132 万 4, 649 円の増となっております。主な要因としましては使用料収入の増加及び起債借り入れの増加によるものとなっております。

続きまして 310 ページ、311 ページをお開きください。歳出決算になります。310 ページの支出済額B欄の最下段に歳出決算額を記載しております。令和 2 年度における歳出総額は 2 億 9,987 万 3,827 円であり、前年度比 1,073 万 4,678 円の増となっております。主な要因としましては下水道維持に係る経費の増加が考えられます。

続きまして 312 ページ、313 ページをお願いいたします。歳入に係る事項別明細になります。主なものについてご説明いたします。款の 1、分担金及び負担金、項の 1、分担金、目の 1、事業費分担金、節の 1、現年度分になります。決算額 150 万 1,500 円となっております。収納率が 98.3%となり、前年度比 2.7%の上昇となっております。次になりますが、節の 2、滞納繰越分についてです。決算額 17 万 9,670 円で、収納率 30.9%となり、前年度よりも 11.9%の減少となっております。

次に款の2、使用料及び手数料、項の1、使用料、目の1、下水道使用料、節の1、現年度分ですが、決算額1億1,718万6,310円で収納率98.8%であります。決算額による前年度比で257万9,410円の増となっております。収納率で見ますと0.3パーセント上昇しております。収納額の増加要因としましては上水道でも申し上げましたが、令和2年7月豪雨に伴う避難所設置による下水道使用量の増加があげられます。次に節の2、滞納繰越分ですが、決算額164万4,710円で、収納率27.7%となり、前年度比で3.7%の上昇となっております。

同じく款の2、使用料及び手数料、項の2、手数料、目の1、下水道手数料、節の1、事務手数料で決算額45万円ですが、こちらにつきましては備考欄にも記載しておりますが、排水設備指定工事店の更新手数料として、1店舗当たり1万円の手数料をいただいておりまして、昨年度は45社の更新があっております。

次に314ページ、315ページをお願いいたします。 款の4、繰入金、項の1、他会計繰入金、目の1、繰入金ですが、一般会計からの繰入金で1 億 6,534 万 6,000 円を繰り入れております。 こちらにつきましては下水道整備費及び起債の元利償還に充当しているところでございます。

次に316ページ、317ページをお願いいたします。款の7、町債、項の1、町債、目の1、下水道債、節の1、流域下水道事業債500万円になります。こちらにつきましては、球磨川上流流域浄化センター等の整備事業に係る町村負担金の財源として借り入れを行っております。次に節の2、公営企業会計適用債900万円ですが、こちらにつきましては、令和2年度より取り組んでおります下水道事業の地方公営企業法適用支援業務委託料の財源として借り入れを行ったものであります。

次に 318 ページ、319 ページをお開きください。こちらから歳出になります。まず款の 1、下水道事業費、項の 1、下水道事業費、目の 1、下水道整備費、節の 10、需用費で備考欄記載の修繕料ですが、こちらにつきましては、県道及び町道におけるマンホール周辺部の舗装補修や、公共汚水枡等の修繕を行っております。次に節の 18、負担金補助及び交付金ですが、こちらにつきましては流域下水道整備事業負担金としまして、熊本県へ支出を行っております。内容としましては球磨川上流流域浄化センターの管理棟の設計や耐震化工事、災害対応機材の購入に係る町村負担金となっております。

次に 320 ページ、321 ページをお願いいたします。款の 2、下水道維持管理費、項の 1、一般管理費、目の 1、一般管理費、節の 18、負担金補助及び交付金の中で、備考欄記載の補助金、排水設備接続助成金としまして 156 万 1,000 円を支出しております。こちらは下水道への各家庭の接続に伴います助成金となっておりまして、令和 2 年度におきましては 15 件の接続助成を行っております。令和 2 年度末現在におきます下水道への接続率ですが、79%となっているところでございます。次に同じ目の中の節の 24、積立金になります。令和 2 年度において、下水道事業基金へ 1 万 9,000 円の積み立てを行いました。積立後の基金積立額は 1 億 8,710 万 1,000 円となっております。

次に 322 ページ、323 ページをお願いいたします。款の 2、下水道維持管理費、項の 2、維持費、目の 1、公共下水道維持管理費、節の 10 になりますが、備考欄に修繕料で 443 万 8,710 円を記載しております。これにつきましては、マンホールポンプの制御盤や水位計などの修繕等を行っております。続きまして節の 18、負担金補助及び交付金になりますが、こちらにつきましては、汚水処理負担金として 6,674 万 1,525 円を流域下水道建設分の町村負担としまして、資本費負担金 2,027 万 1,915 円を熊本県に対して支出しております。

次に款の 3、公債費、項の 1、公債費、目の 1、元金、節の 22、償還金利子及び割引料ですが、こちらは起債の元金償還になり 1 億 4,280 万 7,499 円、次に同じ款項目の 2、利子、節の 22、償還金利子及び割引料ですが、こちらは起債の償還金利子分であり 2,510 万 6,122 円をそれぞれ支出し償還を行っております。

最後に 324 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。1 の歳入総額 3 億 1,460 万 3,000 円、2 の歳出総額 2 億 9,987 万 4,000 円、歳入から歳出を差し引いた額、3 の歳入歳出差引額 1,472 万 9,000 円でございます。4 の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額 1,472 万 9,000 円となります。

以上、説明終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第18 「議案第26号」 令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について

- **〇議長(高橋裕子さん)** 次に、日程第 18、議案第 26 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
 - 新堀福祉課長。
- **○福祉課長(新堀英治君)** それでは議案第26号、令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

まずは決算の説明に入ります前に、令和 2 年度の多良木町介護保険全体の状況についてご説明いたします。令和 2 年度の介護保険の第 1 号被保険者数でございますが、年度末で 3,909 名でございました。前年度と比較しますと 16 名の減となっております。認定者数は年度末で 750 名でございまして、前年度と比較しますと 16 名の増という状況でございます。また令和 2

年度には令和3年度から令和5年度までを期間とします多良木町老人保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定を行っております。

それでは決算の説明に入らせていただきます。327 ページをお開きください。それでは328 ページの収入済額C欄の歳入合計でございますが、16億676万64円を収入しております。前年度と比較しますと1,558万2,305円減少しておりますが、減少の主な要因としましては介護保険料の収入減によるものでございます。

次に歳出でございますが、331ページをお願いいたします。支出済額B欄の歳出合計でございますが15億106万7,965円を支出しております。前年度と比較しますと1,822万5,890円減少しております。前年度と比較しまして、保険料給付費の支出が大きく減少していることが要因であると考えております。

次に 332 ページの歳入歳出差引残額でございますが 1 億 569 万 2,099 円となっており、前年度と比較しますと 264 万 3,585 円増加しております。

歳入歳出の詳細につきましては、次のページからの事項別明細でご説明いたします。333ページをお願いいたします。歳入の款の1、保険料でございますが、費用額の23%を保険料で賄うということで定められております。右側のページの収入済額は2億7,374万1,967円で、収納率につきましては現年度分で99.25%、滞納繰越分で20.82%、保険料全体で97.17%でございます。合計の収納率は前年度と比較しまして0.42%増となっております。また節の3、滞納繰越分普通徴収保険料の不納欠損額につきましては93万9,060円となっておりますが、根拠としましては介護保険法第200条による不納欠損処分でございます。対象者は生活困窮による生活保護認定者など13名分でございます。

次に款の3、国庫支出金でございます。収入済額4億630万7,834円で、前年度と比較しますと393万8,166円の減でございます。国庫支出金のうち、次の335ページの目の5、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度において、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、前段の目の4、保険者機能強化推進交付金に加え、新たに創設されたもので284万6,000円が交付されております。目の6、介護保険災害臨時特例補助金につきましては、令和2年度7月豪雨被害者の介護保険料及び介護サービス利用負担額の減免を行ったことによる財政措置として3万2,000円が交付され、対象者数は6名でございます。

次に款の 4、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金がほかの保険者から徴収した納付金を交付金として交付されるものでございます。収入済額 3 億 7,805 万 5,000 円で、前年度と比較しますと 1,760 万 595 円減少しております。減の要因としましては、保険料給付費と地域支援事業費の支出が前年度と比較しまして減少したことによるものでございます。

次に337ページをお願いいたします。款の5、県支出金でございますが、収入済額2億1,339万3,188円で、前年度と比較しますと935万1,036円減少しております。

款の 7、繰入金でございますが、収入済額 2 億 3, 189 万 2,000 円を収入しております。前年度と比較しますと 666 万 1,000 円増加しております。主な繰入金としましては項の 1、一般会計繰入金、目の 1、介護給付費繰入金で 340 ページの節の 1、現年度分でございます。収入済額 1 億 7,958 万 7,000 円が町の負担となっておりまして、給付費の 12.5%の繰り入れでございます。

中ほどの目の 5、低所得者保険料軽減繰入金でございます。こちらは所得段階区分において、第 1 段階の負担割合を 0.5 を 0.5 を 0.5 に、第 2 段階の負担割合を 0.75 を 0.5 に、第 3 段階負担割合を 0.75 を 0.7 に、それぞれ保険料を軽減したことによる一般会計からの繰入金でございます。次に款の 0.7 に、それぞれ保険料を軽減したことによる一般会計からの繰入金でございます。次に款の 0.7 に、それぞれ保険料を軽減したことによる一般会計からの繰入金でございます。 次に款の 0.7 に、それぞれ保険料を軽減したことによる一般会計からの機入金でございます。 次に款の 0.7 に、0.7 に、0

次に 343 ページをお願いいたします。これからは歳出についてご説明いたします。主なも

のだけ説明させていただきます。まずは 343 ページから 346 ページにかけての款の 1、総務費関係につきましてはほぼ例年並みの支出でございました。また介護保険の認定状況でございますが、令和 3 年 3 月末現在の要介護等の認定者数は要支援 1 が 27 名、要支援 2 が 122 名、要介護 1 が 138 名、要介護 2 が 170 名、要介護 3 が 118 名、要介護 4 が 102 名、要介護 5 が 13 名で合計の 15 名でございます。また認定率につきましては 15 15 ということで、前年度比約 15 15 の増でございました。

次に 345 ページの下段の款の 2、保険給付費でございますが、保険給付費総額の支出状況としましては 13 億 7, 392 万 1, 375 円を支出しております。前年度と比較しますと 3, 238 万 317 円減少しております。項の 1、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に対する給付費として、支出済額 12 億 2, 724 万 571 円を支出しており、前年度と比較しますと 2, 876 万 9, 583 円減少しております。

次に347ページをお願いいたします。項の2、介護予防サービス等諸費でございますが、要支援者に対する給付費として4,158万6,760円を支出しております。前年度と比較しますと201万8,373円増加しております。主な要因としましては節の18、負担金補助及び交付金の備考の欄の介護予防サービス給付費が前年度より増となったことによるものでございます。項の3、高額介護サービス等費及び項の4、高額医療合算介護サービス等費につきましては例年並みの支出でございます。

次に349ページをお願いいたします。項の6、特定入所者介護サービス等費でございますが、 所得が低い要介護者の方が施設サービスなどを利用した場合に、食費や居住費の負担を軽減 するために支出するものでございますが、6,626万295円を支出しております。前年度と比較 しますと476万5,758円減少しております。

次に款の 3、地域支援事業費、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、目の 1、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、これは要介護認定を受けなくても利用できる訪問型・通所型のサービスに係る給付と事業の委託料などへ 2,730 万 504 円を支出しております。前年度と比較しますと 239 万 7,354 円減少しております。要因としましては節の 18、負担金補助及び交付金のうち、国保連負担金の支出が減となったことによるものでございます。

次に 351 ページをお願いいたします。項の 2、一般介護予防事業費でございますが、現在の状態に関係なく、高齢者が要介護状態となることを予防するために実施する事業費でございまして、532 万 5, 855 円を支出しております。一般介護予防事業費の主な支出としましては節の 12、委託料で 512 万 5, 828 円支出しております。筋力アップ教室などの講師派遣等の業務委託分ですが、前年度と比較しますと 132 万 3, 079 円減少しておりますが、減の要因としまして新型コロナウイルス感染症の影響により、予定した回数開催ができなかったことによるものでございます。

次に項の 3、包括的支援事業・任意事業費、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援 事業費でございますが、354ページの1番上の段の節の12、委託料につきましては、球磨郡公 立多良木病院への上球磨地域包括支援センター業務委託分のうち、基本事業分の委託料として1,064万199円を支出しております。

次に目の 2、任意事業でございますが、837 万 8,776 円を支出しております。主な支出としましては節の 19、扶助費の備考欄で、グループホーム入所者家賃等助成事業 785 万 5,000 円でございます。対象者は 3 施設の 31 名でございます。

次に目の 3、在宅医療・介護連携推進事業費のうち節の 12 の委託料につきましては、球磨郡公立多良木病院への上球磨地域包括支援センター業務委託分として 267 万 6,780 円を支出しております。

次の目の4、生活支援体制整備事業費、ページをめくっていただきまして356ページになり

ますが節の12、委託料523万2,000円は、社会福祉協議会に対しまして支出をしております。 委託業務の内容につきましては、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の 担い手の養成・発掘等を目的とした業務を委託しております。この業務を実施するに当たり、 生活支援コーディネーターを1名配置されておりますが、令和3年度から2名体制で業務を実 施されております。

次の目の5、認知症総合支援事業費及び目の6、地域ケア会議推進事業費の節の12の委託料は、球磨郡公立多良木病院への上球磨地域包括支援センター業務委託分として支出を行っております。球磨郡公立多良木病院への上球磨地域包括支援センター業務委託事業に対する上球磨3カ町村の委託料の総額は3,404万円で、そのうち多良木町の負担額は1,887万5,939円でございます。

次に款の4、基金積立金でございますが、令和2年度は第7期介護保険事業計画期間の余剰分2,012万6,000円を積み立てて、この積み立てを行った後の基金残高は4,660万円となります。

次に款の 5、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、ページをめくっていただきまして目の 2、償還金、節の 22、償還金利子及び割引料の 1,290 万 9,822 円につきましては、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費分の国県及び支払基金に対しての精算分でございます。歳出の説明は以上でございます。

次に 359 ページの実質収支に関する調書をお願いします。収入済額 16 億 676 万円から歳出総額 15 億 106 万 8,000 円を差し引いた 1 億 569 万 2,000 円が実質収支額となり、これが令和 3 年度の繰越金となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第19 「議案第27号」 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第19、議案第27号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

〇住民ほけん課長(岡本雅博君) それでは議案第27号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明は決算書を用いてさせていただきます。360ページをお開きください。一番下の歳入合計欄でございますけども、調定額1億5,505万6,426円に対しまして、収入済額が1億5,460万366円でございます。前年度と比較をいたしまして955万円の増というふうになっております。これは保険料の収入の増が主な理由でございます。

362 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出合計の欄をご覧ください。支出済額が1億5,353万8,106円でございます。前年度より854万円の増というふうになっております。主な理由といたしましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の増というものでございます。

364 ページをお願いいたします。これからが事項別明細となっております。まず歳入からでございます。款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料、普通徴収保険料を合わせまして9,537 万8,160 円の収入済みとなっております。前年度と比較をいたしまして657 万円の増というふうになっております。収納率につきましてですが、現年度分が99.92%、これは前年度とほぼ同じ率でございます。滞納繰越分が37.35%、7.91%の増となっております。また不納欠損額につきまして20万2,700円をあげております。対象者につき

ましては、お2人でございましたが、いずれも生活困窮者ということでございます。

次に款の 3、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、事務費繰入金でございまして 272 万円を一般会計から繰り入れております。これは後期高齢者医療制度に係る事務費及び高齢者医療制度円滑運営事業費に係るものでございます。

次に目の 2、保険基盤安定繰入金 5,065 万 147 円でございまして、これは保険料を軽減したことに対する繰入金でございます。 県が 4 分の 3、残りの 4 分の 1 を町が負担するということになっております。

368 ページをお願いいたします。項の 4、受託事業収入、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入、収入済が 560 万 1,329 円でございます。前年度と比較いたしますと 29 万円ほど増えております。これは後期高齢者広域連合との委託に伴う特定健診等の収入というふうになっております。続きまして歳出を説明させていただきます。

370 ページをお願いいたします。款の 1、総務費につきましては、事務費等の支出となっております。

次に款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。負担金といたしまして 1 億4,596 万7,607 円を支出しておりますけども、前年度と比較いたしますと 833 万円ほど増加しております。被保険者保険料負担金が 9,531 万7,460 円、保険基盤安定負担金が 5,065 万147円でございました。

372 ページをお願いいたします。款の 3、保健事業費、項の 1、健康保持増進事業費、目の 1、健康診査費 555 万 8,411 円の支出済みでございます。これは特定健診等に係る支出でございます。

最後でございますが、376ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけども、歳入総額から歳出総額を差し引いた額 106 万 2,000 円でございまして、5 の実質収支額も同額となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 以上で日程第 5、議案第 13 号から日程第 19、議案第 27 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、9月13日に審議採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時01分散会)